

〈施設園芸農業者の皆様へ〉

園芸施設共済の補償が 拡充されます！！

自然災害等により被災した園芸施設を再建し、速やかに農業経営の継続が図られるよう、園芸施設共済の補償が拡充されます。

平成27年2月から適用できるよう準備を進めますので、詳細は最寄りの農業共済組合支所へお問い合わせください。(裏面参照)

重大な気象災害等により被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の実施は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られることから、施設園芸農業者の皆様にあっては、自然災害等に備えて、災害対策の基本となる園芸施設共済に加入しておきましょう！！

高知県農業共済組合／農林水産省

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価ベースの補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。
APハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加します。

	見直し前	見直し後	差
ガラス室Ⅰ類(木造)	10年	5年	(△5年)
ガラス室Ⅱ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
プラスチックハウスⅠ類(木竹)	5年	5年	(±0年)
プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	5年	10年	(+5年)
プラスチックハウスⅢ類(APハウス)	7年	14年	(+7年)
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅵ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
附帯施設	5年	7年	(+2年)

(2) 補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を**再建築価額の20%から50%に引き上げる**ことにより補償金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

1の時価ベースの補償の拡充に加えて、**農家の選択により、更に大きな補償**が受けられます。

- ① 耐用年数内の施設の補償価額は、**再建築価額の100%**。
- ② 耐用年数経過後の施設の補償価額は、**再建築価額の75%**。

注1: 追加部分の共済掛金の全額を農家に負担していただきます。

注2: 追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

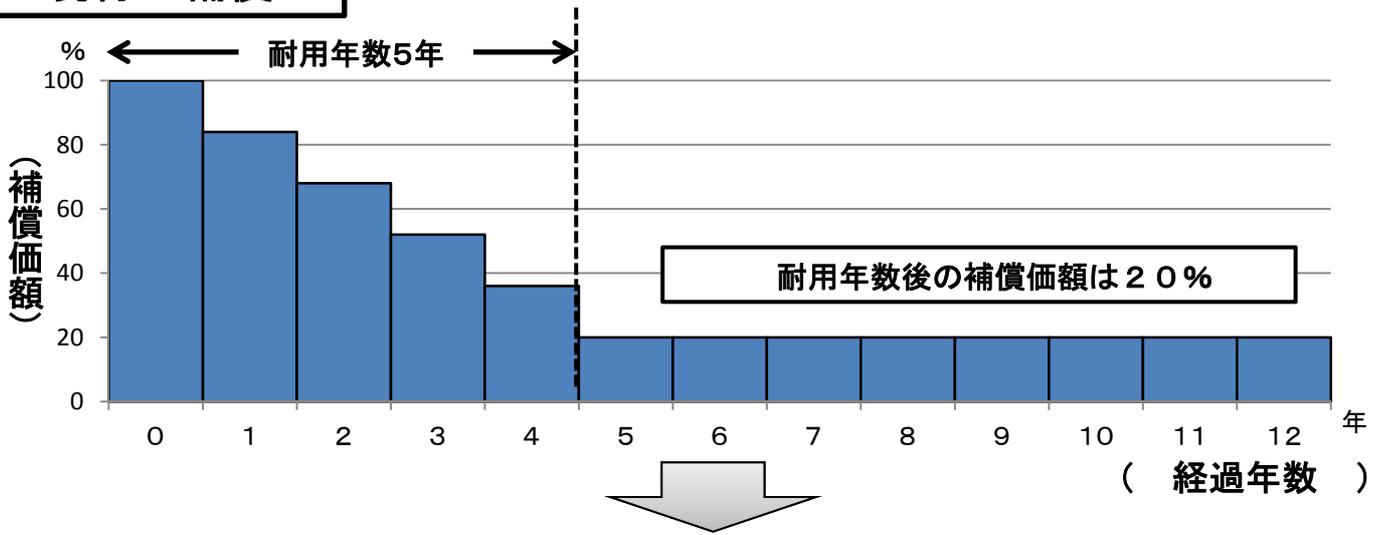
3. 撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていない**パイプハウスも撤去費用の補償対象に追加**されます(農家選択)。

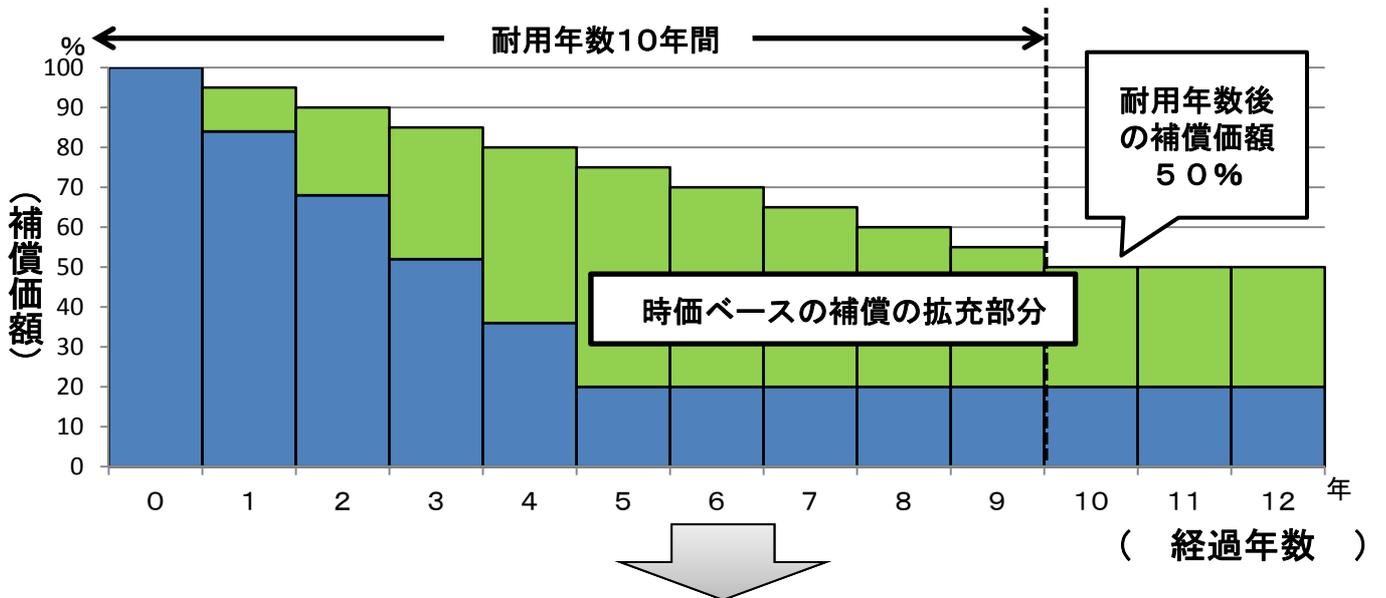
〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

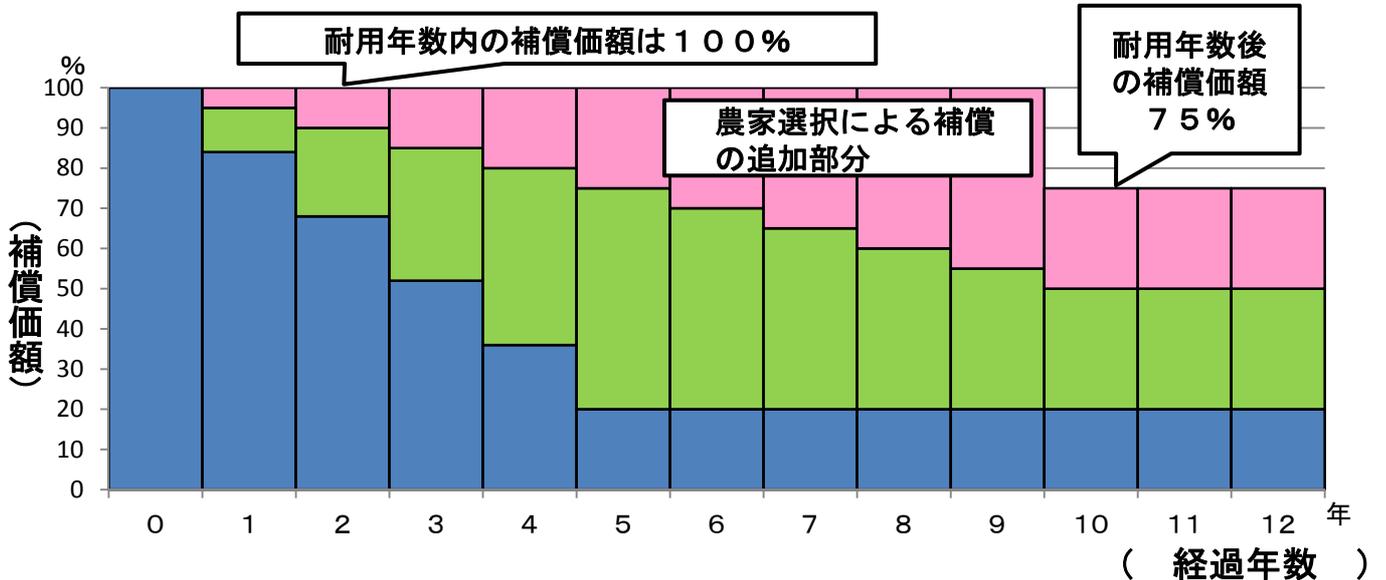
現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加



お問い合わせ先

安芸支所 TEL 0887-35-2275

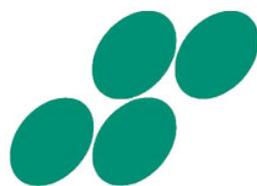
香美支所 TEL 0887-56-1127

土佐支所 TEL 088-864-2220

中央支所 TEL 0889-24-5611

四万十支所 TEL 0880-22-4333

幡多支所 TEL 0880-37-5537



安心のネットワーク

NOSAI 高知